

令和3年6月1日

令和3年度 高等学校等給付奨学生募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部

支部長 本間 則昭

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部

2 後援 文部科学省

3 応募資格

本年度、新潟県公私立の高等学校、高等部を置く特別支援学校、国立工業高等専門学校の2年生及び中等教育学校に在籍する5年生の生徒とする。

4 応募条件

(1) 校長の推薦を受けた生徒とする。

(2) 家庭の事情により、学費支弁困難と認められる生徒とする。

家計支持者（父母またはこれに代わって家計を支えている者1名。家計支持者が複数名いる場合は、年間所得金額が多い順から2名）の年間所得金額（申込み前年1年分。2名の場合は、合計金額。）の上限額を、430万円とする。

「所得」とは、給与所得者は前年中の源泉徴収票の給与所得控除後の金額、事業所得者は年間収入額から必要経費を差し引いた金額とする。

(注1) 給与所得者の場合、源泉徴収票の「支払金額」ではなく「給与所得控除後の金額」ですので、お間違えのないように源泉徴収票を確認してください。

(注2) 年間所得額について、特別の事情がある場合は、「給付奨学生申請書」の備考欄に記入してください。

(3) 修学意欲のある生徒とする。

1年生時（中等教育学校にあっては4年生時）の平均評定値は、4.0以上とする。

成績証明書を提出する。各高校間の平均評定値は、同等とみなす。

(4) 応募対象人数……各学校の生徒数(全学級数)に応じて、下記の通りとする。

(下記の学級数には、分校の学級数も含む。申請に当たっては、本校と分校をまとめての申請、本校と分校を別々の申請、どちらも可とする。)

① 12学級以下の学校 2名

② 13～24学級の学校 3名

③ 25学級以上の学校 4名

※ 応募人数が多い場合は、校内選考の上、応募する。応募者が複数の学校は書類をコピーして使用する。

(5) 他の奨学金の貸与・給付と重複しても対象者とする。